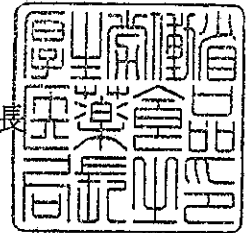


薬食発第 0710005 号  
平成 20 年 7 月 10 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



### 薬事法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

薬事法施行規則の一部を改正する省令（以下「一部改正省令」という。）及び薬事法施行規則第 203 条第 3 項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合（以下「指定告示」という。）については、本日、それぞれ、平成 20 年厚生労働省令第 128 号及び厚生労働省告示第 374 号をもって公布されたところであるが、その改正の趣旨等は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管下関係業者への周知方よろしく取り計らい願いたい。

### 記

#### 第 1 改正の趣旨

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 43 条においては、厚生労働大臣の指定する医薬品及び医療機器は、厚生労働大臣の指定する者の検定を受け、かつ、これに合格したものでなければ、販売、授与等をしてはならないものとされている。

しかしながら、近年、新型インフルエンザの世界的な流行（パンデミック）の発生による大きな健康被害とこれに伴う社会的影響等が懸念されており、仮に流行した場合には、新型インフルエンザワクチンを迅速かつ大量に供給する必要が生じる可能性がある。

そのため、今般、新型インフルエンザワクチンについては、新型インフルエンザの発生が確認され、直ちに製造を行う必要が生じた場合に限り、薬事法第 43 条第 1 項の規定にかかわらず、販売、授与等を行うことができることとするため、薬事法施行規則の改正等を行ったものである。

## 第2 改正の内容

- (1) 一部改正省令において、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染性の疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するため使用される医薬品又は医療機器であって厚生労働大臣が指定するものについては、緊急に使用される必要があるため、検定を受けるいとまがない場合として厚生労働大臣が定める場合に限り、薬事法第43条の規定にかかわらず、当該医薬品等の販売、授与等ができることとしたこと。
- (2) 指定告示において、厚生労働大臣が指定する医薬品として沈降新型インフルエンザワクチン（H5N1株）を指定したこと。  
また、厚生労働大臣が定める場合を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症の発生が確認され、直ちに、ワクチンの製造を行う必要が生じた場合としたこと。  
具体的には、新型インフルエンザ対策行動計画（鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議）に規定するフェーズ4A以降に、新型インフルエンザ専門家会議の議論を経て、直ちに、国家備蓄している当該ワクチンの原液の製剤化を行うよう、ワクチン製造会社に要請した場合を想定していること。

## 第3 施行期日

一部改正省令及び指定告示は本日（平成20年7月10日）から施行すること。

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

○薬事法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二二八）

### 〔告 示〕

○指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件（総務三八五～三八九）

○日本国に帰化を許可する件（法務三二九）

○マへ島零細漁業施設整備計画のための贈与に関する件（日本国政府とセーシェル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務四〇〇）

○港湾保安機材整備計画のための贈与に関する件（日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四〇一）

○中波ラジオ放送網整備計画のための贈与に関する件（日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四〇二）

○マサシーマンガツカ間道路整備計画のための贈与に関する件（日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四〇三）

○薬事法施行規則第二百三十三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合を定める件（厚生労働二七四）

○薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（同二七五）

○食品衛生法に基づき登録検査機関を登録した件（同二七六）

○食品衛生法に基づき登録検査機関の代表者の変更の件（同二七七）

○食品衛生法に基づき登録検査機関の名称の変更の件（同二七八）

○食品衛生法に基づく登録検査機関の事業所の名称の変更の件（同二七九）

○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件（同二八〇）

○岩手県及び宮城県の一部の地域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件（社会保険庁二〇）

○保安林の指定を解除する件（農林水産一〇八七～一〇九五）

○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通八七四）

○航海標識に関する件（海上保安庁一九一～二〇〇）

○道路に関する件

〔関東地方整備局二八一〕

○自動車専用道路を指定する件（同二八一）

○都市計画に関する件（同二八三～二八六）

○高速自動車国道に関する件（中国地方整備局五九）

○道路に関する件（同六〇）

### 〔国会事項〕

### 〔人事異動〕

金融庁 法務省 財務省 農林水産省

海上保安庁 福島県 広島市

### 〔皇室事項〕

### 〔官庁報告〕

### 官庁事項

気象庁防災業務計画の修正要旨の公表について（気象庁）

### 法 務

公証人任免（法務省）

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）

国土調査の成果の認証の公告（同）

### 〔公 告〕

### 諸 事 項

### 官 庁

資格機関投資家に関する公告、押収物還付、第三者所有物の没収関係裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係会社その他

省令

厚生労働省令第二百二十八号
薬事法(昭和三十一年法律第四十五号)第四十三条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年七月十日

厚生労働大臣 舩添 要一

薬事法施行規則の一部を改正する省令
薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十年七月十日

厚生労働大臣 増田 寛也

3 前二項のほか、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染性の疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するため使用される医薬品又は医療機器であつて厚生労働大臣が指定するものについては、緊急に使用される必要があるため、法第四十三条第一項又は第二項の規定による検定を受けるいとながない場合として厚生労働大臣が定める場合を限り、法第四十三条第一項本文又は第二項本文の規定にかかわらず、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列することができる。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

〇総務省告示第三百八十五号

統計法(昭和二十二年法律第十八号)第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令(昭和二十四年政令第三百十号)第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日

総務大臣 増田 寛也

指定統計の名称 法人企業統計

調査票の使用目的 財務省が「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」の創設に際し、資産管理会社の定義を検討するため、平成十六年度から平成十八年度までの各年度分の法人企業統計調査年次別調査票(いずれも磁気テープに転写分)から所要の事項を転写し、集計する。

調査票の使用目的 調査票の範囲 財務省主税局税制第一課 資産係の職員及び財務総合政策研究所調査統計部調査課課長官庁統計調査係の職員
〇総務省告示第三百八十六号
統計法(昭和二十二年法律第十八号)第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令(昭和二十四年政令第三百十号)第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日

総務大臣 増田 寛也

指定統計の名称 貸金構造基本統計

調査票の使用目的 長崎県人事委員会が、同県職員員の給与と制度を検討する基礎資料として県内地域別及び他の都道府県庁所在地の民間賃金の実態を把握するため、同県、東京都特別区及び別表に掲げる市に係る平成十七年から平成十九年までの各年分の賃金構造基本統計調査の事業所票及び個人票(いずれも電磁的記録媒体に転写分)から所要の事項を転写し、集計する。

調査票の使用目的 厚生労働省大臣官房統計情報部企画課電子計算機室登録データベースの職員及び長崎県人事委員会事務局職員課任用給与班の職員

別表
札幌市、青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市、水戸市、横濱市、前橋市、宇都宮市、新潟市、金沢市、富山市、福井市、甲府市、長野市、松本市、静岡市、名古屋市、名古屋市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、奈良市、和歌山市、神戸市、徳島市、高松市、岡山市、広島市、山口市、鳥取市、松江市、大分市、宮崎市、福岡市、佐賀市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

〇総務省告示第三百八十七号

統計法(昭和二十二年法律第十八号)第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令(昭和二十四年政令第三百十号)第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日

総務大臣 増田 寛也

指定統計の名称 賃金構造基本統計

調査票の使用目的 千葉県人事委員会が、同県職員員の給与と制度を検討する基礎資料として県内地域別の民間賃金の実態を把握するため、同県に係る平成十九年の賃金構造基本統計調査の事業所票及び個人票(いずれも電磁的記録媒体に転写分)から所要の事項を転写し、集計する。

指定統計の名称 賃金構造基本統計
調査票の使用目的 京都府人事委員会が、同府職員員の給与と制度を検討する基礎資料として府内地域別の民間賃金の実態を把握するため、同府に係る平成十七年から平成十九年までの各年分の賃金構造基本統計調査の事業所票及び個人票(いずれも電磁的記録媒体に転写分)から所要の事項を転写し、集計する。

〇総務省告示第三百八十八号

統計法(昭和二十二年法律第十八号)第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令(昭和二十四年政令第三百十号)第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日

総務大臣 増田 寛也

指定統計の名称 賃金構造基本統計

調査票の使用目的 愛知県人事委員会が、同県職員員の給与と制度を検討する基礎資料として県内地域別の民間賃金の実態を把握するため、同県に係る平成十七年から平成十九年までの各年分の賃金構造基本統計調査の事業所票及び個人票(いずれも電磁的記録媒体に転写分)から所要の事項を転写し、集計する。

〇総務省告示第三百八十九号

統計法(昭和二十二年法律第十八号)第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令(昭和二十四年政令第三百十号)第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日

総務大臣 増田 寛也

指定統計の名称 賃金構造基本統計

調査票の使用目的 千葉県人事委員会が、同県職員員の給与と制度を検討する基礎資料として県内地域別の民間賃金の実態を把握するため、同県に係る平成十九年の賃金構造基本統計調査の事業所票及び個人票(いずれも電磁的記録媒体に転写分)から所要の事項を転写し、集計する。

調査票の使用目的 厚生労働省大臣官房統計情報部企画課電子計算機室登録データベースの職員及び千葉県人事委員会事務局給与課給与班の職員
〇法務省告示第三百二十九号
左記の者の申請に係る日本国内帰化の件は、これを許可する。

平成二十年七月十日

法務大臣 鳩山 邦夫

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

住所 札幌市中央区南一条西十三丁目三番一-802

3 贈与の使用期限 平成二十一年三月三十一日まで  
 4 署名者  
 日 本 側 植澤利次在ナイジェリア大使  
 ナイジェリア側 ジョン・オガー・オデイ情報  
 通信大臣  
 平成二十年七月十日  
 外務大臣 高村 正彦

1 援助の目的及び内容 マサシーマンガツカ間  
 道路整備計画を実施するために必要な  
 (a) 道路及び関連施設の整備に必要な生産物及  
 び役務の供与  
 (b) 前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与  
 2 贈与の限度額 七億五千八百万円  
 3 贈与の使用期限 平成二十一年三月三十一日  
 まで  
 4 署名者  
 日 本 側 伊藤誠在タンザニア大使  
 タンザニア側 グレイ・S・ムゴンジャ財務経  
 済次官  
 平成二十年七月十日  
 外務大臣 高村 正彦

○外務省告示第四百三三三号  
 平成二十年六月二十七日にタルエスサラーム  
 で、マサシーマンガツカ間道路整備計画のための  
 贈与に関する次の概要の書簡の交換がタンザニア  
 連合共和国政府との間に行われた。  
 ○厚生労働省告示第三百七十四号  
 薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第二二三条第三項の規定に基づき、薬事法施行規  
 則第二二三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び  
 厚生労働大臣が定める場合を次のように定める。  
 平成二十年七月十日  
 厚生労働大臣 舩添 要一

○厚生労働省告示第三百七十五号  
 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十三条第一項、薬事法施行令(昭和三十六年政令第  
 十一号)第五十八条及び第六十条並びに薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第九十九  
 条第一項の規定に基づき、薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働  
 大臣の指定する医薬品等(昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号)の一部を次のように改正する。  
 平成二十年七月十日  
 厚生労働大臣 舩添 要一

1 の生物学的製剤の表沈降精製百日せきワクチンの項中「479.200円」を「482.400円」に、「72本」  
 を「60本」に、「23本」を「17本」に、「12本」を「10本」に改め、同表沈降精製百日せきワクチン破  
 傷風混合ワクチンの項中「2,892,600円」を「2,495,800円」に、「2,253,900円」を「1,857,200円」に、  
 「147本」を「125本」に、「84本」を「72本」に、「34本」を「28本」に、「22本」を「21本」に改める。  
 2 の生物学的製剤の項沈降精製百日せきワクチンの目中「3.2.8」の次に「3.2.9、3.2.10」を加  
 え、同項沈降精製百日せきワクチン破傷風混合ワクチン(最終段階)の目中「3.2.5」の次に  
 「3.2.8、3.2.9」を加える。

医薬品又は医療機器	場合
沈降新製インフルエンザワクチン(H5N1株)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関 する法律(平成十年法律第百十四号)第六條第七 項に規定する新型インフルエンザ等感染症の発生 が確認され、直ちに、ワクチンの製造を行う必要 が生じた場合

○厚生労働省告示第三百七十八号  
 食品衛生法(昭和二十二年法律第百二十三号)第二十六条第一項から第三項までに規定する検査  
 を行う登録検査機関として、次のとおり登録したので、同法第四十五条第一号の規定に基づき公示  
 する。  
 平成二十年七月十日  
 厚生労働大臣 舩添 要一

登録検査機関の名称及び所在地	検査を行う事業所の名称及び所在地	登録年月日
SGSジャパン株式会社 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目一 番一三三番地	SGSジャパン株式会社食糧・食品 事業部フードテストイングセンター 神奈川県横浜市中区南仲通三丁目三 十二番地一	平成二十年五月七日
株式会社エクスラン・テクニカル・ センター 岡山県岡山市金岡東町三丁目三番一 号	株式会社エクスラン・テクニカル・ センター 岡山県岡山市金岡東町三丁目三番一 号	平成二十年五月九日
株式会社エコプロ・リサーチ 静岡県静岡市清水区渋川百番地	株式会社エコプロ・リサーチ 静岡県静岡市清水区渋川百番地	平成二十年五月十九日

○厚生労働省告示第三百七十七号  
 食品衛生法(昭和二十二年法律第百二十三号)第三十六条第二項の規定により、同法第四條第九  
 項に規定する登録検査機関について、代表者を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四  
 十五条第三号の規定に基づき公示する。  
 平成二十年七月十日  
 厚生労働大臣 舩添 要一

登録検査機関の名称	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名	変更の日
株式会社環境分析セン ター	佐々木 洋	森山 洋	平成二十年一月十日
財団法人岡山県健康つ くり財団	井戸 俊夫	末長 敦	平成二十年四月一日
社団法人鹿児島県薬剤 師会	田畑 光一	寺脇 康文	平成二十年四月一日
社団法人大分県薬剤師 会	安東 哲也	首藤 靖生	平成二十年四月一日
財団法人宮崎県公衆衛 生センター	津曲 文雄	佐伯 勝利	平成二十年四月一日

○厚生労働省告示第三百七十八号  
 食品衛生法(昭和二十二年法律第百二十三号)第三十六条第二項の規定により、同法第四條第九  
 項に規定する登録検査機関である株式会社環境分析センターについて、平成二十年四月二十日をもつ  
 てその名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示  
 する。  
 平成二十年七月十日  
 厚生労働大臣 舩添 要一

変更後の登録検査機関の名称	変更前の登録検査機関の名称
株式会社エフイーエーシー	株式会社環境分析センター

○厚生労働省告示第三百七十八号  
 食品衛生法(昭和二十二年法律第百二十三号)第三十六条第二項の規定により、同法第四條第九  
 項に規定する登録検査機関である株式会社環境分析センターについて、平成二十年四月二十日をもつ  
 てその名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示  
 する。  
 平成二十年七月十日  
 厚生労働大臣 舩添 要一

変更後の登録検査機関の名称	変更前の登録検査機関の名称
株式会社エフイーエーシー	株式会社環境分析センター